

公益社団法人 日本青年会議所

ブロック協議会標準運営規程

する。

平成16年 9月18日 制定
平成16年12月 3日 改正
平成19年10月20日 改正
平成21年 6月20日 改正
平成22年 6月19日 改正
平成24年 7月20日 改正

(目的)

第1条 会則第19条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所〇〇ブロック協議会（以下「本協議会」という）運営規程を定める。

2 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本協議会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

(会員会議所会議)

第2条 本協議会は、会則に定める会員会議所会議を年6回以上開催する。(注1)

(役員会議)

第3条 本協議会は、会則に定める役員会議を年6回以上開催する。

(会議・委員会)

第4条 会議・委員会は、会員会議所会議にて審議された事業計画を実施するため及び会則に定める目的を達成するために適時開催する。

2 会議・委員会を開催した場合、出席者、会場名、日時、議事等を記載した議事録を作成し委員会終了後速やかに運営専務に提出し事務局にて保管する。

(ブロック大会)

第5条 本協議会は、必要に応じてブロック大会を開催することができる。

2 開催に関する詳細については、細則にこれを定める。

(会費)

第6条 本協議会は、会費を次の通りとしこれ以外は徴収しない。

(1) 基本金 会員会議所各〇〇〇〇〇円

(2) 付加金 〇〇〇〇円を1月1日現在の正会員数に乗じた額とする。(注2)

2 1月2日から6月30日までに正会員の入会者があった場合は、その人数に前項(2)に準じて付加金の算出を行い7月末日までに納入を行う。

3 前項を除き会費は毎年2月末日までに納入しなければならない。

(補足)

第7条 本規程に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、役員会議において議決するものとする。

附 則

この規程の変更規定は平成24年7月20日から施行

(注1) 会則第11条2項参照 (最低年6回以上開催)

(注2) 各ブロック協議会で基本金及び付加金の額を定める。